

【参考】施設整備等に係る葛飾区の補助制度概要

I 看護小規模多機能型居宅介護施設整備費助成(葛飾区地域密着型サービス整備事業補助要綱)

- ・基本単価 39,600千円
- ・加算単価 補助基準額+物価調整額(単価は下表のとおり。)

宿泊定員	補助基準額	物価調整額
1人	750,000円	480,000円
2人	4,650,000円	2,980,000円
3人	8,550,000円	5,470,000円
4人	12,450,000円	7,970,000円
5人	16,350,000円	10,470,000円
6人	20,250,000円	12,970,000円
7人	24,150,000円	15,470,000円
8人	28,050,000円	17,970,000円
9人	31,950,000円	20,470,000円

II 開設準備経費助成(葛飾区施設開設準備経費助成特別対策事業費補助要綱)

989千円 × 宿泊定員数

〔開設前の6ヶ月間に係る経費(備品費、広報経費、職員募集経費等)を補助対象とする。〕

〔積算事例〕

・看護小規模多機能型居宅介護(宿泊定員が最大の9人の場合)

- ①施設整備費基本単価 39,600千円
- ②施設整備費加算単価 52,420千円(31,950千円+20,470千円)
- ③開設準備経費 8,901千円(989千円×9人)

$$\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}= 100,921\text{千円}$$

留意事項

- 1 区の補助金は、区の予算成立後に、東京都との協議を経て決定するため、区補助金額が変更する可能性があることに注意してください。※補助金額は募集開始日現在の見込み額です
- 2 施設整備費助成について、オーナー型の整備は補助対象外です。
- 3 施設整備費助成について、①土地の買収又は整地費用、②門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用、③設備整備に要する費用、④職員の宿舍に要する費用及び⑤その他施設整備費として適当と認められない費用は、補助対象経費から除きます。
- 4 上記は補助上限額であり、施設整備費及び開設準備費用の実支出額が、算定した補助金額を下回る場合は、その実支出額に基づき補助金額を算定します。
- 5 入札、工事契約及び着工は、区予算の成立、区に対する都の補助内示以降に実施していただきます(開設準備経費助成に係る契約は補助内示前に行うことが可能です。詳しくはご相談ください)。